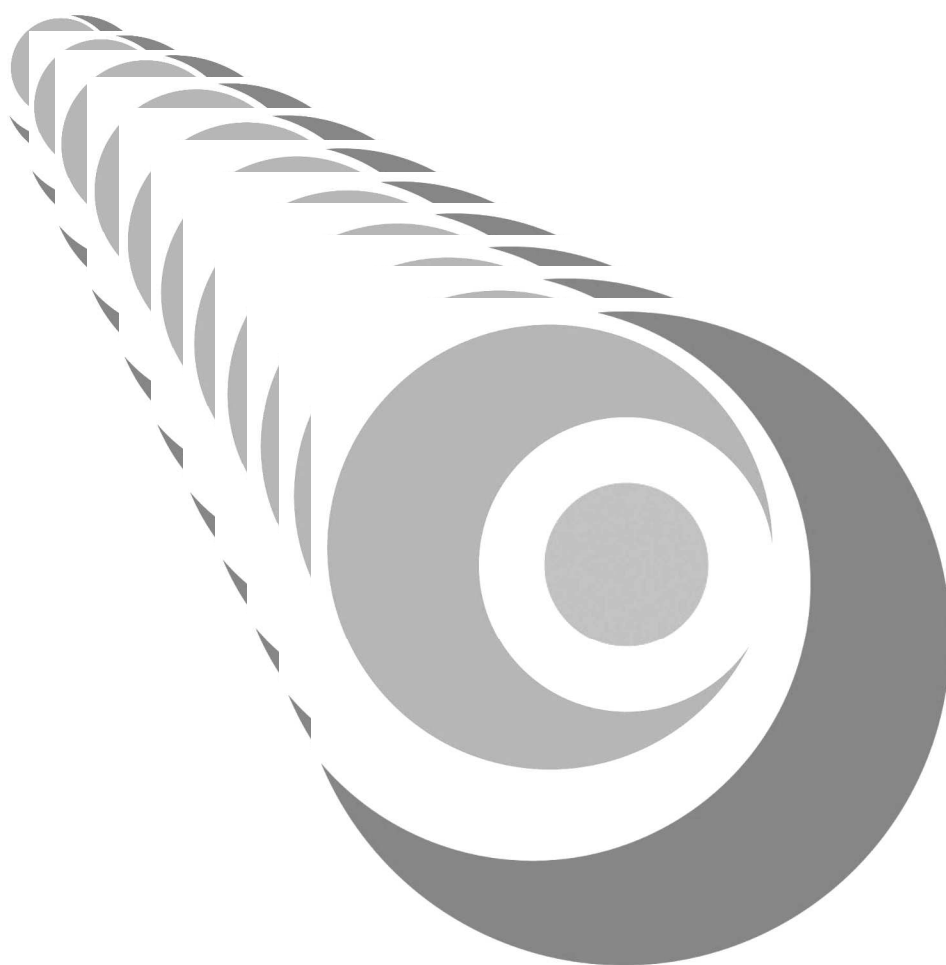


第2次玉名市行政改革大綱



平成24年3月

玉名市

目次

1	第2次行政改革大綱策定の趣旨	2
	(1) これまでの取組状況	2
	(2) 現状・課題	2
	(3) 今後の取組	2
2	行政改革の推進期間	2
3	行政改革の基本的な考え方（基本方針）	3
4	具体的な取組	3
	(1) 持続可能な財政運営体制の構築	3
	① 歳入の確保	3
	ア 歳入の確保	4
	イ 新たな歳入の創出	4
	② 歳出の削減	4
	ア 事務事業の簡素化・効率化	4
	イ 財政の健全化	4
	③ 地方公営企業等の経営健全化	5
	(2) 自主性、自律性の高い自治体運営の実施	5
	① 職員の人事評価と定員管理	5
	ア 人事評価制度の実施	5
	イ 定員管理の適正化	6
	ウ 組織機構の改革	6
	② 協働の推進	6
	ア 地域協働の推進	6
	イ 民間活力の積極的導入	6
	(3) 適切な行政サービスの提供	7
	① 適切な行政サービスの実施	7
	ア 学校規模適正化	7
	イ 公共施設使用の適正化	7
	② 行政サービスの向上	7
	ア 行政情報の発信の強化	8
	イ 行政サービスの向上	8
5	推進体制と進行管理	9

1 第2次行政改革大綱策定の趣旨

(1) これまでの取組状況

平成17年10月、玉名市、岱明町、横島町及び天水町の1市3町が合併し、新「玉名市」が誕生してから6年が経過しました。

本市は、平成18年12月に第1次玉名市総合計画の基本構想を策定しました。この基本構想に定められた基本理念である「信頼と勇気ある改革」に基づく市の将来像「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」の実現のためには、限られた人的資源や財源を最大限に活用し、地方分権時代に相応しい簡素で効率的な行財政の仕組みを構築する改革が必要と考え、平成19年3月に策定した第1次玉名市行政改革大綱に基づき、平成23年度までを計画期間として47の実施項目について行政改革に取り組んでおり、相当の成果を挙げています。

(2) 現状・課題

昨今の厳しい経済状況による雇用情勢の悪化や市税の減少、少子・高齢化の進展等による社会保障関係費等の増大に加え、平成27年度までに新庁舎の建設を予定しており、財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。さらに、平成28年度から始まる合併算定替による普通交付税増加分の段階的縮減等により、今後の財政運営は益々厳しさを増してくることは容易に想像されます。

また、近年では地域主権改革の推進により、義務付け、枠付けの見直しや補助金、交付金の改革、様々な権限移譲の実施が予想されることから、より自主性・自律性の高い行政運営が求められています。

このことから、市の将来を見据えた持続可能な市政運営体制の構築が急務となっています。

(3) 今後の取組

持続可能な行財政運営体制を構築し、適切な行政サービスの提供に資するため、平成23年度で期間満了となる第1次玉名市行政改革大綱の取組項目を見直すとともに、新たな取組項目等を加えた新しい行政改革大綱を策定し、さらなる行政改革に取り組むこととします。

2 行政改革の推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成24年度から平成28年度まで

の5年間とします。

また、今回大綱に盛り込まれていないものや今後新たに発生した課題についても、適宜検討し取り組むものとします。

3 行政改革の基本的な考え方（基本方針）

比較的健全な財政状況である本市においても、市税の減少や社会保障関係費等の増大に加え、平成28年度からは合併算定替による普通交付税増加分の段階的縮減が始まるため、財政運営の改革は急務となっています。そこで、コスト意識、成果重視といった企業経営的視点を取り入れた効率的、効果的な予算執行を実施し、将来を見据えた持続可能な行財政運営体制の早急な整備を進めます。

一方で、地域主権改革により、ひも付き補助金等の一括交付金化や様々な権限等の移譲が進むことで、基礎自治体の自主性・自律性は高くなり、その役割はこれまで以上に重要なものとなってきます。そこで、職員一人ひとりの資質、能力を向上させ、行政の役割を再認識するとともに、市民と行政の協働による分権型社会の形成や民間活力のさらなる活用を推進し、地域に見合った自治体運営を実施します。

また、新庁舎への移転は、組織改革を図る最大の機会と言えます。これを機に、行政サービスの提供方法等を見直すとともに、行政サービスの選択と集中を図り、適切な行政サービスの提供を目指します。

4 具体的な取組

（1）持続可能な財政運営体制の構築

限られた財源を有効かつ最大限に活用するために、歳入を最大限確保するとともに、効果的かつ効率的な事業運営を行い、普通交付税の減額に耐えることができる財政基盤を確立する必要があります。

そこで、市税など自主財源を確保するとともに、効率的な事務事業の実施や整理合理化により経費の削減を図ります。

また、長期財政見通しを毎年度見直し、将来まで持続可能な財政運営体制をつくり上げていきます。

① 歳入の確保

行政運営の根幹となる歳入を最大限確保するため、税収の確保等既存の自主財源の確保に努めます。また、市有財産の有効活用、企業誘致等

の推進により、新たな自主財源の創出を図ります。

ア 税収の確保

歳入の約23%を占める税収は、市の重要な自主財源であり、可能な限り確保する必要があります。

そこで、これまで取り組んできた口座振替の推進、差押の積極的実施などを引続き実施するとともに、市県民税の特別徴収の推進やコンビニ納付の導入を検討します。

イ 新たな歳入の創出

未利用の市有財産については、玉名市未利用市有財産利活用基本方針に基づき、売却処分等により積極的に利活用することで、財源確保や維持管理経費の節減を図ります。

また、将来性のある企業を誘致し雇用の創出を図るとともに、市内の既存誘致企業の成長を促します。

② 歳出の削減

事務事業の簡素化・効率化、整理合理化などを行い、経費の節減を図ります。

また、第1次行政改革大綱において、補助金、交付金、使用料、手数料、協議会負担金等の見直しに取り組み、相当の効果がありましたので、さらに継続して見直しを実施します。

ア 事務事業の簡素化・効率化

事務事業を簡素化、効率化することで、事務事業の実施に係る経費等を削減します。

特に、電子入札制度の導入や、基幹業務システムのクラウド化を検討します。

イ 財政の健全化

今後の財政運営に当たっては、人件費の削減や事務事業の見直しによる経常的経費の削減に努めるとともに、普通建設事業については、後年度の財政負担を考慮し、計画的な事業展開を進め、中長期的な展望に立った財政運営を図っていく必要があります。

そこで、財政運営の健全性を確保するため、長期的な財政見直しを作成し、定期的な見直しを行います。さらに、健全化判断比率などの

財政指標の到達目標を設定します。

③ 地方公営企業等の経営健全化

上水道、簡易水道、下水道、農業集落排水の各事業は、料金徴収等の民間委託等を実施するとともに、地域差のあった料金を統一するなど公平かつ効率的な経営を進めています。

そこで、業務の効率化や更なる民間委託等を検討するとともに、中長期的な財政計画を作成し、定期的に見直しを行うことで、より健全な経営を推進します。

(2) 自主性、自律性の高い自治体運営の実施

市の職員は、市民と同じ目線に立って考え、前例や固定観念にとらわれることなく、新たな行政課題にも自主性をもって柔軟に対応していかなければなりません。

そこで、職員の能力を引き出し、意欲を高めることができる制度や体制を構築することにより、職場の活性化を促します。

また、地方分権社会に対応するため、自律的な行政運営が求められており、職員の担うべき業務の見直しを進めるとともに、地域住民との協働を推進し、民間活力の積極的な導入を図っていきます。

① 職員の人事評価と定員管理

地方分権時代に対応できる人材育成の観点から能力・実績を重視した人事評価制度の導入を推進します。

また、「最少の職員数で最大の効果をあげるようにする」ため、第1次に引続き職員の定員管理を推進します。

併せて、職員がさまざまな行政課題に積極的に対応し、市民が満足できるサービスを提供できるようにするため、職員一人ひとりの意欲・能力を引き出し、行政の専門集団としての組織力を高める研修制度を推進します。

ア 人事評価制度の実施

平成20年から人事評価制度の試行を続けてきましたが、本格的に実施することとします。

人事評価制度を適正かつ円滑に運用することで、仕事を通じて発揮される能力や仕事に対する取り組み態度、それらの結果である仕事の成果を適正に把握し、その結果を適材適所の人事配置や公正な処遇に

つなげることで職員の働く意欲を引き出し、一人ひとりの能力と組織力の向上を目指します。

イ 定員管理の適正化

職員定数については、再任用職員制度や任期付職員制度を有効活用しながら、第2次職員定員適正化計画を確実に実行します。

ウ 組織機構の改革

平成27年度までに完成予定である新庁舎への移転を機に、合併後の組織機構の課題や問題点の解消を図るため、本庁と総合支所の役割分担や総合支所の位置づけを検討しながら、本市に相応しい簡素で合理的な組織機構へ見直しを行います。

② 協働の推進

多種多様な地域の課題やニーズに対応するには、行政主体の取組だけではなく、市民との協働による公共的サービスの提供が重要と考えられます。

そこで、行政で実施する必要性や妥当性、その取組の効果を再検討した上で、市民との役割分担を明らかにし、市民の活動に任せた方がよいものは積極的に市民に委ねていきます。

また、地域活動や市民が参画するNPO、ボランティア団体など多様な公共的サービスを提供しようとする団体を支援、協力する体制を構築し、地域協働を推進することで、より簡素で効率的な公共的サービスの提供を実現します。

ア 地域協働の推進

市政運営に関する市民参加の安定性、継続性を確保し、行政と市民の協働によるまちづくりを推進するため、協働の基本的な考え方を定めた市民協働指針を策定します。

また、市民活動の拠点及び交流の場となる施設の設置や市民活動に対する助成制度などについても検討し、幅広い市民活動を総合的に支援することで市民活動を活性化します。

イ 民間活力の積極的導入

職員が行っている事務事業について、平成22年に策定したアウトソーシング計画のもと、民営化や民間委託等の民間活力の積極的な活

用を推進し、効率的、効果的な公共的サービスの実施を目指します。

(3) 適切な行政サービスの提供

多様化した市民ニーズは、社会経済情勢等により常に変化しています。このため、常に市民ニーズの把握に努めるとともに、行政サービスの見直しを行い、市民ニーズに応えられる行政サービスを提供する必要があります。

そこで、市民ニーズや公平性、社会情勢等を考慮しながら、提供するサービスと受益者負担の適正化を図り、適切な行政サービスを実施していくとともに、市民の利用しやすい環境を整備していきます。

また、アンケート等により行政施策に対する市民満足度を調査し、常に変化・多様化している市民ニーズの把握に努めます。

① 適切な行政サービスの実施

現在実施している行政サービスの現状を分析し、提供するサービスや受益者負担等を見直すことで、より市民ニーズに対応できる適切な行政サービスの実施を図ります。

ア 学校規模適正化

学校規模の適正化を進め、複式学級を解消し、教育機会の均等と教育水準の維持向上が図れる教育環境の創出を目指します。

イ 公共施設使用の適正化

公共施設の規模や設備等を考慮し、使用料等使用条件を見直すことで、利用者の公平性を確保し、適切に整備された施設を提供します。

また、厳しい財政状況を踏まえ、市内に点在する類似施設の現状を把握し、市民ニーズに対応できる本市に適した公共施設のあり方を検討し、計画的に整備していきます。

② 行政サービスの向上

行政サービスは、適切に提供されることはもちろんのこと、より市民が利用しやすいものでなくてはなりません。

そこで、市民への情報提供の機会を増やすとともに、行政サービスを利用しやすい環境づくりを推進し、市民満足度の高い行政サービスの実施を目指します。

ア 行政情報の発信の強化

市民により多くの行政情報を提供するため、職員の情報公開に関する意識付けを行うとともに、広報誌やホームページだけでなく、テレビ等マスメディアも有効活用し、積極的な情報発信を推進します。

イ 行政サービスの向上

市民の最も利用する窓口サービスの利便性の向上を推進し、より市民に身近で利用しやすい市役所を目指します。

また、市民ニーズに迅速に対応できる体制の整備を推進します。

5 推進体制と進行管理

本市においては、行政改革推進本部を決定機関として行政改革を推進し、また、行政改革大綱の策定及び推進に当たっては、行政改革推進懇話会に審議いただき、助言等をいただきます。

また、大綱に定める基本方針及び具体的な取組を推進するため、数値目標や年度目標を掲げた取組項目を盛り込んだ実行計画を策定します。この計画について、推進期間内に新たな取組項目が考えられる場合は、随時追加するものとします。

さらに、大綱及び実行計画の進行管理を毎年実施し、必要に応じて随時見直しを実施します。

なお、大綱、実行計画及びその取組の進行管理状況については、ホームページ等により公表します。

